

報告のルール

■ 倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、3種類の報告制度を定めています。

- ① 贈与等の報告（本省補佐級以上の職員。事業者等からの5千円を超える贈与等について報告）
- ② 株取引等の報告（本省審議官級以上の職員）
- ③ 所得等の報告（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員）

報告の手続の流れ

